

Title	各種規程
Author(s)	
Citation	北海道教育大学大学院高度教職実践専攻研究紀要 : 教職大学院研究紀要 , 12: 169-170
Issue Date	2022-03
URL	<a href="http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/12437">http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/12437</a>
Rights	

## 編集委員会規程

### (設 置)

第1条 本学に「北海道教育大学 高度教職実践専攻研究紀要編集委員会（以下、「委員会」と略記）」を置く。

### (所轄事項)

第2条 委員会は、『北海道教育大学高度教職実践専攻研究紀要』（以下「紀要」と略記）に関し、次に掲げる事項を審議し、処理する。なお、委員会は毎年1回以上全員が出席する会議を開催するものとする。

- (1) 原稿の募集に関する事
- (2) 編集に関する事
- (3) その他紀要の発行に関し必要な事

### (組 織)

第3条 委員会は、教員会議により各キャンパスから各1名選出されたもので構成される。

- (1) 委員は、各キャンパスや紀要の内容等実情によって増員することができる。
- (2) 委員の任期は2年とし、交替時期は毎年度の3月の教員会議とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 委員に欠員が生じたときは、すみやかに補充するものとしてその任期は前任者の残任期間とする。

### (委 員 長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

- (1) 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- (2) 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

### (発 行)

第5条 紀要の発行は原則として年1回とする。

### (寄 稿 者)

第6条 編集に関する規程及び投稿に関する要領は別に定める。

第7条 編集および頒布にかかわる会計は、本大学院において処理し、編集委員会並びに教員会議の承認を求めるものとする。

附則 本規程は2011年3月1日より施行する。

附則 本規程は2016年3月17日より施行する。

附則 本規程は2018年1月29日より施行し、2017年4月1日から適用する。

## 編 集 規 程

- (1) 教師教育研究、教育実践研究、教職大学院運営の発展に寄与するため、北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）で研究紀要（以下「本紀要」と略記）を発行する。
- (2) 本紀要は原則として年1回の発行とする。
- (3) 本専攻内に紀要編集委員会を組織する。原稿の掲載の可否は、編集委員会の審議を経て決定する。編集委員会の規程は別に定める。
- (4) 掲載予定の論文について、編集委員会は、執筆者と協議の上、内容の変更を求めることがある。
- (5) 本紀要に掲載された論文の原稿は、原則として返却しない。
- (6) 執筆者による校正は、再校正までとする。
- (7) 研究論文の執筆様式は、教師教育学、教育学、各教科教育学、教育方法学、教育行政学等、各専門分野の学術論文の形式に準じる。
- (8) 投稿論文の内容については、十分に人権及び倫理上の配慮がなされていなければならない。
- (9) 本研究紀要は本学HPにアップロードすることを前提とする。

## 執 筆 要 領

（最終改正 2016年1月7日第9回教員会議）

- (1) 投稿資格者（第1著者）は、本専攻の専任、兼任、兼任（学外講師）の教員、その教員から推薦を受けた本専攻の在学院生、修了生、学外の研究者及び学校教員等とする。
- (2) 本紀要は、研究論文、実践研究論文、研究・実践ノート（調査・情報・実践を紹介したもの）、書評等を掲載する。
- (3) 本専攻以外の研究者等が投稿する場合、共著者に本専攻の専任、兼任、兼任（学外講師）が含まれることとする。
- (4) 論文は未発表のものに限る。（ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りではない）
- (5) 投稿論文は、原則和文とし、A4版20000字以内（1頁あたり45字×40行で図表・注釈・文献等をすべて含む。）とする。ただし、編集委員会が特に認めた場合は、その限りではない。
- (6) 投稿論文は、1人1編を原則とする。ただし、特集論文、第2執筆者、研究・実践ノート、書評等は、この数には数えない。
- (7) 投稿論文には、400字程度の要約を添付して提出する。英文要約の添付は任意とするが、その校閲は執筆者の責任による。
- (8) 投稿希望者は、当該年度の8月末までに、編集委員会に投稿の意思を提出する。
- (9) 投稿原稿は、FD、CD-R等の記録メディアに、一太郎またはMS-WORD（必要あれば画像ファイル）形式で記録したものと、それを出力した原稿を一部添えて、当該年度の9月末日（消印有効）までに提出する。
- (10) 体裁については、紀要編集委員会において決定する。
- (11) 希望する執筆者には論文のPDFデータを贈呈する。